

大和市告示第271号

大和市こども食堂支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市こども食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども食堂を運営する団体に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) こども食堂 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的として、子ども及び当該子どもを同伴する保護者等に対して食事の提供等を行う施設をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる条件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 1年以上継続してこども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する福祉活動等に関する活動実績を有すること。
- (3) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (4) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (5) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- (6) 本市の市税等に滞納がないこと（滞納があっても既に分割等で納付履行中又は分割納付誓約書を提出した場合を含む。）。

(補助対象事業等)

第4条 補助事業は、こども食堂の運営であって、次に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 市内で実施すること。

- (2) 全ての利用者に利用者登録をさせること。
- (3) 毎月1回以上実施し、かつ、1回当たりの実施時間を3時間以上とすること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- (4) 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制をとること。
- (5) 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）別表第1第1項に規定する食品衛生責任者を置くこと。
- (6) 営利を目的とするものでないこと。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することができるものとする。
- (7) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (8) 神奈川県厚木保健福祉事務所大和センターに事業の実施内容についての確認を行うこと。
- (9) 前各号のほか、市長が別に定める事項を遵守すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請団体の会則、規約等
- (2) 申請団体の概要がわかる書類（構成員の名簿、活動実績資料等）
- (3) 初期経費計画書（初期経費に係る補助金の交付を希望する場合に限る。）
- (4) 運営経費計画書（運営経費に係る補助金の交付を希望する場合に限る。）
- (5) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 補助金は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に概算払いで交付するものとし、規則第10条の規定による実績報告に基づき精算する。

（書類の整備等）

第8条 前条の規定による補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（実施状況等の報告）

第9条 初期経費に係る補助金の交付を受けた補助団体は、初期経費報告書その他市長が必要と認める書類を、交付を受けた初期経費に係る支出が完了した月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 運営経費に係る補助金の交付を受けた補助団体は、実施状況報告書その他市長が必要と認める書類を、事業実施月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

3 当該年度において運営経費に係る補助金の交付を受け、4月1日から9月30日までの間に事業を実施した補助団体は、当該実施期間に係る運営経費収支報告書その他市長が必要と認める書類を、10月10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助団体は、規則第10条に規定する書類を、補助事業の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額
初期経費	事業を開始するに当たり整備すべき備品及び消耗品の購入費	1 0 0， 0 0 0 円又は補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額
運営経費	人件費、食材費、消耗品費その他事業の実施に直接必要な経費として市長が必要と認めたもの	8 1 6， 0 0 0 円、事業の実施回数に 1 7， 0 0 0 円を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額

備考

- 1 補助金の対象となるこども食堂は、補助対象団体 1 団体当たり 1 か所とする。
- 2 初期経費に係る補助金の交付は、補助対象団体 1 団体当たり 1 回とする。
- 3 補助金の額に 1， 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	初期経費計画書	第 6 条
第 2 号様式	運営経費計画書	第 6 条
第 3 号様式	初期経費報告書	第 9 条
第 4 号様式	実施状況報告書	第 9 条
第 5 号様式	運営経費収支報告書	第 9 条